

# 令和8年度ひろしまサンドボックス公共市場参入促進事業運営業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度ひろしまサンドボックス公共市場参入促進事業運営業務

## 2 本事業について

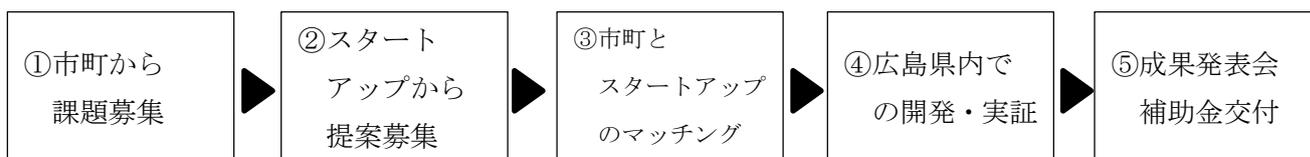
### (1) 事業名

令和8年度ひろしまサンドボックス公共市場参入促進事業（以下、「本事業」という。）

### (2) 目的

スタートアップ企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される中小企業者（事業者所在地・創業年数は問わない。）を含む。以下、「スタートアップ」という。）の広島県への進出及び定着を促すため、参入障壁の高い公共市場へチャレンジする県内外のスタートアップと県内市町をマッチングし、デジタル技術を活用したソリューションの開発・実証を支援するとともに、本事業において開発・実証されたソリューションについて、他の自治体や民間企業への横展開を促進する。

### (3) 本事業の全体像



## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 行政課題募集

#### (ア) 市町への説明

本事業へ参加する市町に対し、スタートアップへの向き合い方や視点について、理解を深めてもらう場を提供すること。セミナーや個別説明など手法は問わない。

#### (イ) 市町が提示する課題のブラッシュアップ

市町から提示された課題について、スタートアップにとって理解しやすく、かつ提案意欲が高まる内容となるよう、課題の背景や意図を整理した上で、課題の整理及び表現の調整を行うこと。

### (2) スタートアップ募集

#### (ア) 募集要項の策定

募集期間、エントリー方法、選考方法などを規定した募集要項を策定すること。

#### (イ) 募集

インターネットやSNSを活用したプロモーションを積極的に行うこと。併せて、スタートアップ企業等に幅広く周知するため、説明会またはイベントを開催すること。(現地/オンラインは問わない。)

なお、募集については、特設サイトの設置や、受託者が保有するスタートアップリストを活用した個別の案内等を含め、受託者の創意工夫により効果的な手法で実施すること。その際、必要となる場合は、ホームページの運用・保守、アクセス解析等も行うこと。

#### (ウ) 提案内容のとりまとめ

スタートアップからの提案内容について、市町が各提案を比較・検討しやすくなるよう、提案内容の整理、とりまとめを行うこと。

なお、とりまとめにあたっては、商品等の導入実績、資金調達状況等、スタートアップの状況が分かるものも記載すること。

#### (3) スタートアップ企業等選考

スタートアップからの提案について、書類及び面談による事前選考を行い、市町の選考を支援すること。市町による選考では、最終候補者と市町の両者が、相互に課題・提案についての理解を深められるよう、適宜アドバイスを行うなど、選考に同席し、支援を行うこと。

課題ごとに、開発・実証に取り組むスタートアップを1者選定する。ただし、採択は20件程度とする。選考後は全ての応募者へ選考結果の通知をすること。

#### (4) 開発・実証の伴走支援

採択したスタートアップと市町の間立ち、主にスタートアップの考えるソリューションを、専門知識を持たない市町に対して理解できるよう説明するなど、協業が円滑に進むようファシリテートを行うこと。

なお、開発・実証の支援にあたっては、広島県からスタートアップに対し補助金(補助率2/3、上限1,000千円)を直接交付するため、スタートアップの申請手続きについて、サポートを行うこと。

#### (5) 成果発表会の開催

採択したスタートアップの本事業での成果を広くアピールするとともに、来場者とのネットワーク構築を図ることで、今後の販路開拓や協業等の機会創出につなげ、広島県における事業活動の定着を図ることを目的としたイベントを企画・実施すること。来場者の募集や会場の選定等含め運営に係る全ての業務を実施すること。

#### (6) 業務実施体制の構築

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、業務を総括的に管理するプロジェクトマネージャー1名と、本業務の各種取組を効果的に実施する担当者1名以上を配置すること。

#### (7) 業務設計

プログラムの実施手法や、全体のスケジュール、目標値などについて検討し、それらを反映した工程表を作成の上、県と協議・調整し、実施すること。なお、本事業では、スタートアップが行うソリューション開発・実証に対し、県から補助金を交付するため、1会計年度内で、開発・実証までが終了する必要があることに留意すること。

## 5 成果物

次の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

### 【成果物一覧】

| 時期                     | 書類名  |
|------------------------|--|
| 業務着手時<br>(契約から1ヶ月以内)   | ・業務工程表<br>・業務計画書<br>・業務従事者名簿(プロジェクトマネージャー、担当者等)  |
| 業務実施中<br>(随時)          | ・打合せ議事録(県・受託者)<br>・スタートアップからの提案リスト<br>・市町への支援報告書 |
| 業務完了時<br>(令和9年3月31日まで) | ・業務完了届<br>・業務実施報告書<br>・その他、業務によって得られた資料一式        |

成果品の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) 納入形式は、原則として、電子データとする。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は日本語を使用し作成する。

## 6 留意事項

- (1) 県との連絡調整を十分に行い、円滑な運営ができるよう協力すること。また、必要に応じて適宜、県が行う関連他事業との連携・調整を図るよう努めること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た県、企業等の情報を適切に管理するとともに、業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めた事項はすべて予定として記載したものであり、県は、本業務の実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更に応じること。
- (4) 契約の締結等の手続き、打合せ等業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

- (8) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和4年10月6日広島県条例第33号）を遵守しなければならない。
- (9) 本事業の全ての業務において、適宜、県と協議・調整の上、効果的に実施すること。その他、本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。